

町内会・自治会等の皆様へ

補助金のご案内

市では、町内会・自治会等で管理しております防犯灯の、維持管理費と設置（交換）費用の一部を補助します。

防犯灯補助金の種類は2種類ございます。

○防犯灯設置等補助金

【1基につき(設置/交換に関する)工事費の2分の1】(補助額限度=1基につき3万円まで)

防犯灯を（設置/交換）工事完了後、電気工事会社に代金を支払った上で、1年以内に申請するものです。防犯灯の新規設置や、既存の防犯灯を蛍光灯からLED等に交換した場合（器具一式の取付け）補助金の対象となります。

※蛍光灯の球だけの交換や、自動点滅器等の修理は、補助の対象となりません。補助金は、防犯灯工事を行った後、申請いただくものです。

申請手順

- ① 防犯灯工事を完了する。
- ② 施工業者に代金を支払う。
- ③ 市に防犯灯設置等補助金を申請する。
- ④ 市から交付決定通知書が郵送され、指定の口座に補助金が振込まれる。

【補助金額】

1基につき **工事費総額の2分の1**（但し限度額3万円）

※ 蛍光灯、自動点滅器等のみの交換は対象外です。

※ 補助金の振込みは、申請後約2ヶ月程度かかります。

※ 100円未満の端数は切捨てになります。

【必要書類】

- ・電気工事会社等からの**工事費内訳**が記載されているもの（請求書、工事内訳書等）の写し
- ・領収書の写し
- ・設置箇所を示す**位置図**（任意様式）
- ・**預金通帳**の表紙の写し（口座振込みの場合）

※ゆうちょ銀行への振込みを希望する場合は、裏面を参照

○防犯灯管理補助金【1基につき 年間1,000円】

当該年度の4月1日現在に管理している防犯灯の数に応じて、1基につき年間1,000円の補助をするものです。毎年、町内会等で市（市民センター）に申請をして頂きます。4月分の電気料金等領収書が、お手元に届いた時点で申請することができます。※申請期間は年度末の3月31日まで。

詳しくは防犯灯管理補助金の申請用紙をご覧ください。

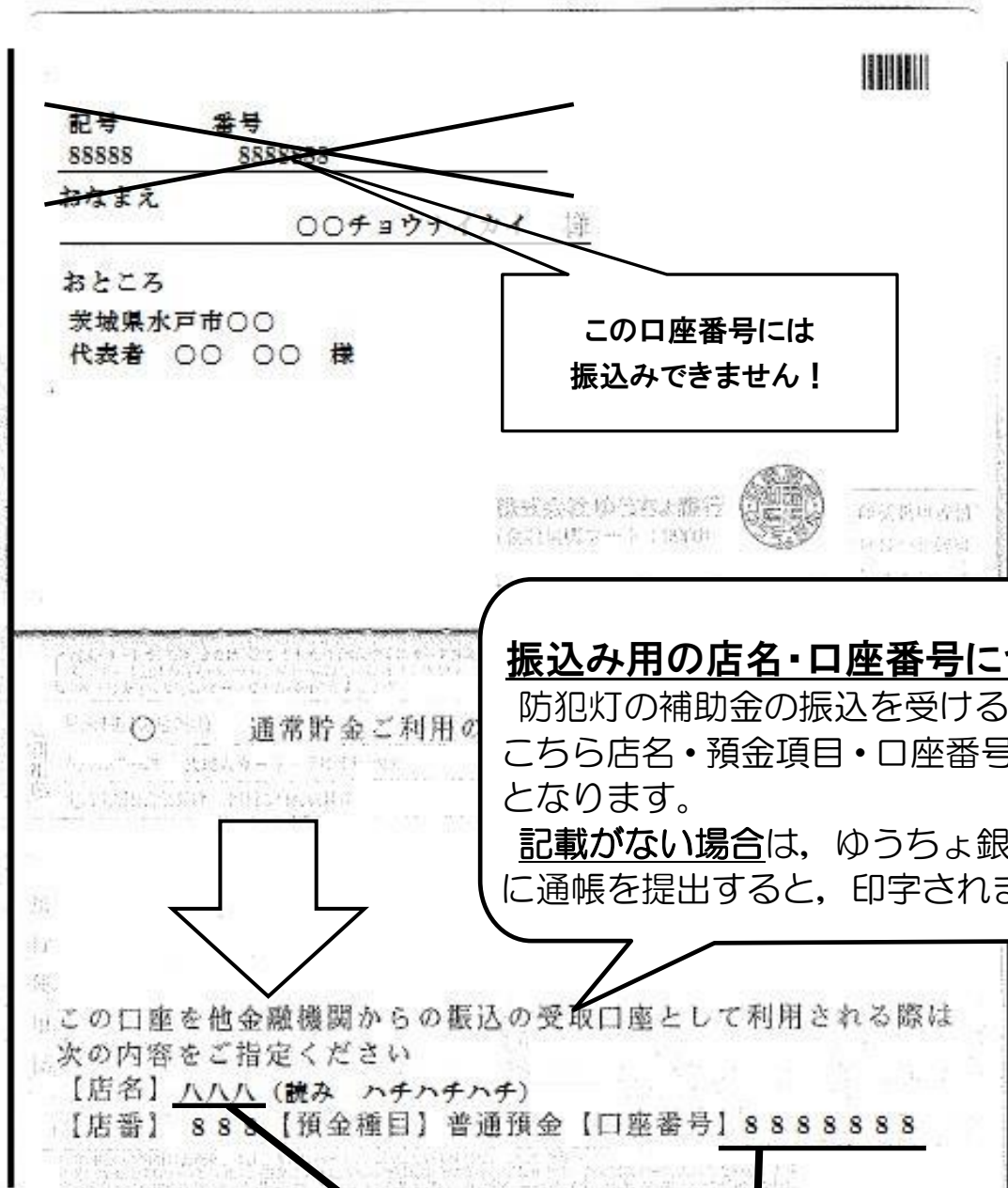
【申請場所】 生活安全課，赤塚・常澄・内原出張所及び各市民センター

担当課 市民協働部 生活安全課 交通防犯係 Tel 029-224-1113

※ご記入には、「こすると消えるペン」など訂正が可能な筆記具をご使用にならないでください。

ゆうちょ銀行への振込みを希望する場合について

ゆうちょ銀行の場合は、通帳表紙の裏面（口座名義がカタカナで記載してあるページ）をコピーして添付してください。



振込み用の店名・口座番号について
 防犯灯の補助金の振込を受ける際は、こちら店名・預金項目・口座番号が必要となります。
 記載がない場合は、ゆうちょ銀行窓口に通帳を提出すると、印字されます。

※窓口に通帳を提出すると、振込用の店名・口座番号が印字されます。

記入例

振込先	ゆうちょ	銀信信農 行金組協	支店
預金種目	普通貯蓄 当座	口座番号	
フリガナ	〇〇チョウナイカイ		
口座名義	〇〇町内会		

ゆうちょ銀行に限らず名義確認のため、通帳表紙の裏面を添付していただく場合がございます。